

## 松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託仕様書

## 1. 事業名 松江市立幼稚園キャッシュレス決済導入業務委託

## 2. 目的

現在は現金での収受としている幼稚園の預かり保育料等の支払手段について、キャッシュレス化することにより、保護者の利便性向上及び職員の事務負担軽減、教育・保育の質の向上を図ること。

## 3. 事業の期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

## 4. 事業内容

- (1) キャッシュレス決済端末（以下「端末」という。）等必要な機器の調達。
- (2) キャッシュレス決済にかかる指定納付受託業務を行うこと。
- (3) 運用に必要な端末の設定登録及び窓口での設置
- (4) 端末操作研修の実施及び運用に必要なマニュアル等の提供
- (5) 導入後の保証、サポート体制の提供
- (6) その他、本業務に必要な事項

## 5. 設置場所及び台数

市内公立幼稚園 14所 各1台

## 6. 端末の仕様等

- (1) 以下を含むクレジットカード、電子マネー、QRコード決済に対応していること。  
ア クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB  
イ 電子マネー：ICOCA、WAON  
ウ PayPay d払い 楽天 Pay
- (2) キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシートが発行可能であること。また、当該レシートに記載する発行者名等が発注者の任意で変更可能であること。
- (3) レジ等と連携しなくても、端末だけで決済が可能であり、持ち運んで利用できること。
- (4) 決済誤りにその場で気が付いた場合、保護者と職員で確認の上、当該決済を取り消す機能があること。
- (5) PSI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
- (6) 設置する端末は全て同一機種とし、新品であること。

## 7. 指定納付受託の方法等

受注者または受注者が指定する業者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入等の見込み

幼稚園給食費、一時預かり保育料等 年間約 6,104 千円（約 2,800 件）

(2) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、本市と受託者が協議して決定した日までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。振込手数料は受注者が負担すること。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

イ 月ごとのキャッシュレス決済による収入納付額の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに発注者に送付、または、入金予定日の5営業日前までに Web 上で発注者が確認できるようにすること。明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

ウ 決済手数料については、7.(1)による納付と相殺すること。なお、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

## 8. 導入及び運用サポートについて

(1) 端末のセットアップのサポート

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 運用サポート

ア 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

イ 障害発生時には迅速に対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。また、復旧に時間がかかる際に備え、受注者において予備機を準備し、発注者に保有させること。ただし、障害発生の日または翌日（土・日・祝含む）に代替機の配送が可能な場合はこの限りではない。当該障害対応方法について他に提案がある場合は、別途提案すること。

(3) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応、誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

(4) 端末の操作研修

端末の操作に関する研修を対面で行うこと。具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。

## 9. その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (6) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、発注者と協議の上決定する。